

カタルーニャ独立問題

——それは多様性を認めない
スペイン・ナショナリズムの問題 後半——
(カタルーニャ・スペイン問題の国際化と袋小路の要因)

奥野良知

後半の序

本稿は、「カタルーニャ独立問題—それは多様性を認めないスペイン・ナショナリズムの問題 前半—」（以下「前半」と記す）の続編である。「前半」と「後半」（本稿）からなるこの論文、つまり「カタルーニャ独立問題—それは多様性を認めないスペイン・ナショナリズムの問題—」の意図は、奥野良知編『地域から国民国家を問い直す』明石書店、2019年に収録した拙稿「カタルーニャ・スペイン問題—問われているのはスペインの多様性・民主主義・人権—」の内容を増補しつつ、アップデートすることであった。

だが、筆者は2020年度国際政治学会研究大会部会15「ナショナリズムと暴力」（2020年10月25日、オンライン開催）にて「カタルーニャ・スペイン問題：その要因と現状—進む国際問題化—」のタイトルで報告する機会を得て¹⁾、その準備の過程で、バルセロナ大学の新進気鋭の政治学者ジョルディ・ムーニョスの著書や論文に触れた。彼は、独立賛成の立場ながら、論争の喧噪からは距離を置き、カタルーニャにおけるスペイン政府の正当性の欠如を鋭く批判しつつも、そのことが直ちに、独立派が政権を担っているカタルーニャ自治政府や独立派が多数を占める同自治州州議会の行動のすべてに正当性を与える訳ではないということを主張し、カタルーニャの論壇で大きな反響を巻き起こしている。同様の趣旨の主張は、カタルーニャを代表する現代史家のボルジャ・ダ・リケーによってもすでに行われていたが、ムーニョスは、政治学の立場からさらに論を展開している。

そこで、本稿「後半」では、拙稿「カタルーニャ・スペイン問題—問わ

れているのは…」の増補とアップデートを行いつつ、ジョルディ・ムーニョスの見解の紹介も特に5章と6章において織り交ぜていくこととする。また、これに伴い、「前半」の序文で告知してあった「後半」の目次を次のように変更した。3章「なぜ独立支持が増えたのか?」、4章「住民投票l'1-O、独立宣言27-O、自治権停止」、5章「カタルーニャ・スペイン問題の国際化」、6章「袋小路の要因」、終章「むすびに代えて—袋小路の出口は?—」。

3. なぜ独立支持が増えたのか?

図1にあるように、カタルーニャでは、2010年以降、独立支持が急増した。その要因は、主に次の3つである。①カタルーニャ自治州の新自治憲章に対して2010年に違憲判決が出されカタルーニャの自治権が後退したこと、②ラホイ国民党政権が一方的な再中央集権化を進めたこと、③中央政府（ラホイ国民党政権）がカタルーニャ自治州政府・議会との対話を拒み続けたこと。

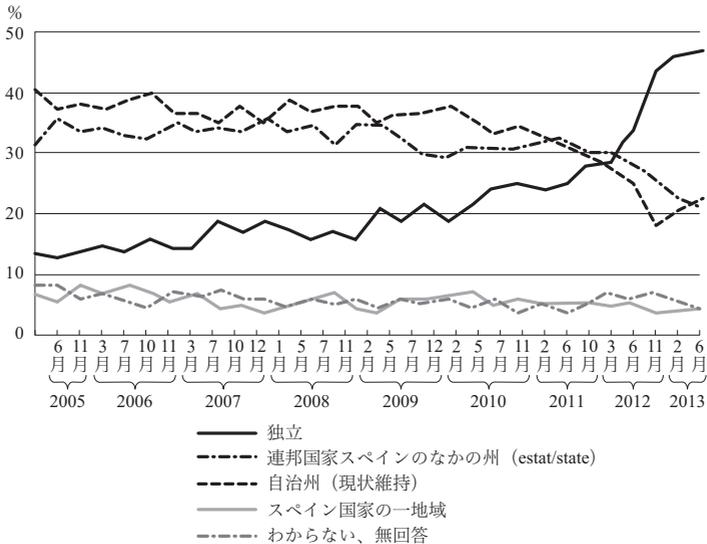


図1 カタルーニャのあるべき姿は? 2005–2013年

出典: Segura (2013), p. 250. (元出所は CEO)

以下に、この3つの要因について、一つずつ見ていく。

3-1. 新自治憲章の違憲判決（2010年）

3-1-1. 新自治憲章制定までの経緯

「前半」で確認したように、カタルーニャには常にカタルーニャ・ナショナルリズムが存在し、しかも独立支持が高い割合で存在した、のではない。19世紀に入り、スペイン・ネイション（スペイン国民）の形成が俎上に載せられた際、カタルーニャの側からは、スペインにすでに存在していたカスティーリャとは異なるカタルーニャ、バスク、ガリシアといった多様な伝統的アイデンティティを包摂した、多様性があり未来志向（普遍的な理念を求めるという意味）のスペイン・ネイションを形成する案が提示された。

だが、マドリードの中央政界で採用されたのは、カスティーリャおよびカトリックと同一視されたスペイン・ナショナル・アイデンティティしか認めない中央集権的国民国家であり、それを正当化する根拠が、かつてのスペイン帝国の栄光に求められた。それゆえ、スペイン・ナショナルリズムは、未来志向の普遍的な理念については何も語らない回顧的ナショナルリズムであるとされる。

だが、19世紀にヨーロッパ有数の社会経済的先進地域となっていたカタルーニャにとっては、後進的農業地域である「遅れた」カスティーリャと同一視されたスペイン・ネイションに同化されることは、後退でしかなかった。加えて、スペイン政府は、カタルーニャで生じていた労使間対立などの工業社会特有の問題に理解も関心も示さなかったゆえに、労使ともに中央政府への不満を強めていった。それゆえ、カタルーニャでは、自己決定権（自分たちのことを自分たちで決める権利＝分有された主権＝高度な自治権）を得るために、連邦共和制への支持が高まっていくが、第一共和政（1873-74年）の試みが瓦解したことで、この動きは急速に萎んだ。

そこで、カタルーニャでは、議会政治が容易に定着せず軍人がクーデター等で政治を大きく左右するスペインにおいて、多様性を許容するスペイン・ネイションの建設を目指すことを諦め、カタルーニャこそが自己決定権を持つ政治的主体としてのネイションだと位置づけるカタルーニャ・ナショナルリズムが生成していった。

ただし、カタルーニャ・ナショナリズムは当初から多様性に富んでおり、左右による方針の違いも大きかったとはいえ、これは大きく今風の言い方をすれば、マルチナショナルな連邦国家（一つの国家内に自己決定権を持つ複数のネイションの存在を認める連邦国家）を求めていく動きであり、少数の例外的事例を除いて、即座に独立を求めるものではなかった。

カタルーニャ・ナショナリズムの悲願は、1833年の県区分によって4つの県に解体されていたカタルーニャを行政団体として復活させることにあった。これは、文化行政等の権限しかなかったとはいえ、1914年にカタルーニャ4県連合体（マンクムニタツ・ダ・カタルーニャ）として部分的に実現したが、プリモ・デ・リベール独裁政権によって23年に廃止された。

第二共和政期（1931-39年）になると、カタルーニャはようやく自治政府（ジャナラリタツ・ダ・カタルーニャ）を1931年に持つことができたが、翌年にカタルーニャの自治憲章が国会で可決される際、原案の多くが骨抜きにされたにもかかわらず、スペインでは「スペインの一体性」を解体するものとして大規模な反対運動が起こり、「カスティーリャは常に辱めに対して戦うのだ」、軍隊を送って「膿を外科的に除去すべし」との声が出た。

その後、1936年にバスクとガリシアでも自治権が承認されたが、同年スペイン内戦が始まり、39年にドイツやイタリアの支援を受けたフランコ反乱軍が勝利し、スペインの一体性を至上命題とするフランコ独裁政権の下で、カタルーニャ、バスク、ガリシアの自治州は廃止され、カタルーニャ自治政府は亡命した。カタルーニャ語は公的な場で禁止され、旗だけでなく、カタルーニャを想起させる様々なものが禁止された。

独裁は、1975年に終了したが、それは打倒されたのではない。フランコの死によって不明瞭な終わり方をしたに過ぎない。つまり、様々な分野（特に司法分野）で、人的にも制度的にも非常に多くのものがフランコ独裁期から民主化以後も継続した。

民主化に際しては、第二共和政期に自治州となり、フランコ独裁によって廃止されたカタルーニャ、バスク、ガリシアを自治州として復活させることについては、大方の合意が得られていた。だがどういう理屈で、この3地域のみを自治州とするかについては、新憲法制定の過程で大きな議論となった。

民主化移行期において、スペイン政治で圧倒的な勢力を誇ったのは、フ

ランコ独裁期で社会の中枢を占めた人々で、彼らにとって、スペインとはあくまでカスティーリャと同一視されたスペイン・ネイションのみから成るユニナショナルな国家（国民国家）であった。民主化の立役者として持ち上げられることの多いアドルフォ・スアレスが1977年の総選挙前に考えていた憲法案は、独裁体制をほぼ継続する案だった。他方、カタルーニャやバスクでは、カタルーニャやバスクは自己決定権を持つネイションであり、スペインは複数のネイションが存在するマルチナショナルな国家だとする意見が多かった。

結局、妥協の産物として成立した1978年憲法（現行憲法）は次のようなものとなった。まず第2条の前半で「憲法は、全てのスペイン人の共通かつ不可分の祖国であるスペイン・ネイション（スペイン国民）のゆるぎない統一に基礎を置く」として、「共通かつ不可分の祖国」というスペイン軍の伝統的な言い回しも交えて、スペイン・ネイションの一体性が極めて強い文面で強調されている。

他方、後半部分では、「それ〔スペイン・ネイション〕を構成するナショナルリティーズ（ナシオナリダッデス）と諸地域の自治権およびこれらの間の連帯を承認しかつ保証する」とされている。ナショナルリティーズとは、カタルーニャ、バスク、ガリシアを念頭に置いて入れられた用語で、ネイションと類似の意味で用いられているが、その定義はどこにも書かれていない。

つまり、前半部分はスペインはスペイン・ネイションのみから成る国民国家であることを強調しているものの、後半部分は、スペインにはマルチ・ナショナルな側面があることを示しているとも解釈できるような、多様な読みが可能な憲法となった。だがこれこそが、「ぼたんの掛け違い」の始まりであった。

というのも、フランコ派を中心とする当時のスペインの多数派にとって、憲法とは最終到達点を示しているものだった。つまり、カスティーリャと同一視された一体不可分のスペイン・ネイションの中に、あくまでその構成要素としてのナショナルリティーズが存在するとしたことは最大限の譲歩であり、それ以上先に進むということはあり得ないことだった。ベルギーやスイスやカナダなどのマルチ・ナショナルな連邦国家とは異なり、国家語としてはあくまでカスティーリャ語しか認めていないことも、今から思えば、そのことを端的に示していた。

他方、カタルーニャでは、憲法はマルチナショナルな国家を目指すための出発点として受けとめられた。78年憲法が成立する前年の1977年に亡命カタルーニャ自治政府首相タラデーリヤスが帰還し、カタルーニャ自治政府が復活した（民主化移行プロセスの中で第二共和政時の政治機関の復活が認められた唯一の例）こともあって、カタルーニャでは多くの人が憲法をそのように受けとめたとされる²⁾。

いずれにせよ、スペイン・ネイションは一体であり、例外を許さないとする当時のフランコ派を中心とする多数派が考え出した解決策は、スペイン全土をすべて自治州にする、つまりスペインを17の自治州に区分し、自治州をいわば単なる行政区分にすることだった。その結果、歴史的に自治への切なる思いがほぼなかったような地域も「自治州」となることになった。この措置は、「皆にコーヒーを」と呼ばれている。スペインの自治州体制は、このような成り立ちからいっても、当初から、連邦政府と連邦参加国家（州）によって主権を分有する建前を取っている連邦制とは似て異なるものであることが窺える。そして、以上のような経緯から、78年憲法に記載されている自治州の権限は、かなり曖昧なものとなった。

3-1-2. 新自治憲章の制定（2006年）

78年憲法体制下のカタルーニャ自治政府で1981年から2003年まで政権与党だったプジョル率いる中道右派のカタルーニャ・ナショナリズム政党の集中と統一 CiU³⁾は、少数政党として国会（下院）に15-20程の議席を持っており、社会労働党 PSOE と国民党 PP の二大政党体制下でキャスティング・ボートを握って、カタルーニャの自治権を徐々に増やしていった。とはいえ、安易な方法で成果を手に入れることを意味する「洞窟の中の魚 peix al cova」と呼ばれたこの政治手法は、いわば原理原則に基づかない自治権拡大であり、しかも、プジョルが喧伝したものは実体はかなり異なり、拡大した権限とは主に「行為する権利」であり、「決定する権利（内的自己決定権）」はあまり獲得することはできなかった。

加えて、躊躇なきスペイン・ナショナリズムが徐々に復活していった。フランコ主義の流れを多分に汲むスペイン・ナショナリズムの右派政党である国民党が2000年に絶対過半数を獲得し、ユニ・ナショナルな国家観に基づいて、カタルーニャが獲得した諸権限やカタルーニャが独自のアイデンティティを持つことへの強い批判を展開していった。このことは、自

治州の権限が憲法上曖昧なまま、ある種の慣れ合いの上で国家とプジョル自治州政権下のカタルーニャが共存するモデルの限界を示していた。

このようななか、カタルーニャでは、2003年に政権交代が生じ、政権に就いた左派3党（カタルーニャ社会党 PSC、カタルーニャ共和主義左派 ERC、カタルーニャのためのイニシアティブ・緑の党 ICV〔コミュニストとエコロジストの政党でクム・プデム CatECP の母体〕）は、自治州の憲法に相当する自治憲章の改定作業を始めた。

基本的かつ重要な点であるが、この3党のなかで、独立を党是としているのはカタルーニャ共和主義左派のみであり、それとて即座の独立を主張していたのではなく、まず目指していたのは、他の2党（カタルーニャ社会党〔特にマラガイ派〕およびカタルーニャのためのイニシアティブ・緑の党）と同じく、スペインをマルチ・ナショナルな連邦国家にして、その中で、カタルーニャを分有された主権（決定する権利＝内的自己決定権≒高度な自治権）を有する政治的主体としてのネイションにふさわしい存在にすることだった。

それゆえ、新自治憲章制定の目的は、カタルーニャを政治的主体としてのネイションと規定し、同地が十分な「決定する権利」（自己決定権＝分有された主権≒高度な自治権）を持つことができるようにするとともに、スペインをカタルーニャの側からマルチ・ナショナルな連邦国家に近づけることにあった。より分かりやすくいえば、78年憲法が法的に十分に保障していないカタルーニャの自治権を確立することにあった。2004年に中央政府の政権を奪取したスペイン社会労働党（カタルーニャ社会党の姉妹政党）のサパテロ・スペイン首相も、新自治憲章の制定を支持すると繰り返し発言した。

新自治憲章は、2005年、州議会で90%近い支持を得て可決された。賛成は集中と統一、カタルーニャ社会党、カタルーニャ共和主義左派、カタルーニャのためのイニシアティブ・緑の党の120票で、反対は国民党の15票のみだった。重要な内容が少なからず削減されたものの、翌2006年に国会でも可決され、カタルーニャでの住民投票を経て同2006年に成立・施行された。

3-1-3. 新自治憲章への違憲判決（2010年）とその結果

他方、国会で新自治憲章の可決成立を阻止できなかったラホイ党首率い

る国民党は、新自治憲章を「スペイン・ネイションの一体性」を定めた憲法に反するとして憲法裁判所へ提訴し、新自治憲章に反対する署名活動を全国で展開した。その際、署名する人々がカタルーニャそのものを罵る映像が広く報道されたこともあり、それまで15%に満たなかった独立主義が増加する最初の契機となった(図1)。

そして、施行から4年経った2010年6月に憲法裁判所から違憲判決が出され、自己決定権=主権の単位となるネイション(同じ政治的アイデンティティを持つ共同体)は、スペイン国家にはスペイン・ネイションしか存在せず、カタルーニャはネイションではなく、スペイン・ネイションの単なる部分でしかない、という憲法解釈が定まることになった。その結果、カタルーニャの自治権は、新自治憲章制定の2006年以前よりも後退してしまった。

この違憲判決は、民主的なプロセスを経て、90%近い賛成票でカタルーニャ州議会で可決され、スペイン国会での議決も経たカタルーニャの民意が、国政では第2党はいえ、当時のカタルーニャ州議会では僅か10%程の議席数しか持っていなかった国民党によって憲法裁判所に提訴され、投票で選ばれたのではない僅か12名の憲法裁判所の裁判官によって否定されたことを意味した。そして、繰り返すが、カタルーニャの自治権は、新自治憲章制定の2006年以前よりも後退した。

このことは、スペインの中にカタルーニャの居場所を探し求める作業はもはや意味がなく、カタルーニャは独立する以外に、自分たちのことを自分たちで決めることはできない、と思う人が急増する重要な契機となった。実際、図1にあるように、20%程だった独立支持は約25%前後に増加するが、この数字の伸び以上に、この違憲判決は大きなスペインとカタルーニャの関係を根本的に変え、カタルーニャ内の政治地図を大きく塗り替えることになる地殻変動の始まりという極めて重要な意味を持った。違憲判決から2週間後の2010年7月10日には、新自治憲章に賛成したカタルーニャの全政党の呼びかけで、バルセロナで行われた抗議集会は、「私たちネイションだ。決めるのは私たちだ。Som una nació. Nosaltres decidim」のスローガンのもとに110万人もの人々が参加した。そしてこのデモでは、主催者側の思惑を大きく超えて、多くの参加者が「独立 in, de, independència」を連呼した。

3-2. ラホイ国民党政権による一方的な再中央集権化

ラホイ国民党は、新自治憲章の違憲判決を勝ち取り、この違憲判決により定まったユニ・ナショナルな憲法解釈を手にしたのみならず、2011年末の総選挙で勝利し政権の座に就くと、いわゆる「再中央集権化」を開始していった。「再」は、フランコ独裁期以来の本格的な中央主権化という意味である。これは、リーマン・ショック後の経済危機を利用して始められたもので、スペインが弱くなったのは、自治州に権限が委譲され過ぎたため、諸権限を中央政府に再度集中させれば、スペインは再び強い国家となるとの言説のもとに進められた。

再中央集権化は多岐に渡るが、国民党政権は特に、カタルーニャ公共放送 (TV3や Catalunya Ràdio) とカタルーニャの教育制度を、カタルーニャ・ナショナリズムを再生産する諸悪の根源として激しく攻撃した。ラホイ政権の診断では、カタルーニャでの独立支持の高まりは、新自治憲章の違憲判決やラホイ政権の進める再中央集権化によるものではなく、あくまで、カタルーニャ・ナショナリズムを再生産するカタルーニャの公共放送や教育制度によるものだった。

そして、二重行政解消の名目で、カタルーニャ公共放送を含むカタルーニャ自治政府の多くの機関が削減対象リストに入れられた。カタルーニャ自治政府の報告書は、2014年3月末までの段階で、ラホイ政権が出した法令で、カタルーニャの自治権の削減を意味するものは150近くに達するとしている。

また、同自治州の教育制度に対しては、「カタルーニャの子供たちをスペイン化する」(当時の教育大臣ベルト)として、自治州政府の教育に関する権限を削減する法律(「教育の質を改善するための組織法 LOMCE」)が制定された。

また、財政赤字に苦しむカタルーニャ自治州政府への中央政府の財政的締め付けと介入も、経済危機下での財政均衡の名目で行われた。カタルーニャには、特別財政制度下にあるバスクやナバーラが持っている徴税権がない。この二つに徴税権があるのは、それらがスペイン継承戦争でブルボン・カスティーリャ連合に与したことで独自の政治制度の存続を許されたことの名残である。そして、物価を考慮した一人当たりの税の配分額は、一般財政制度下にある15自治州中カタルーニャはほぼ常に14位で、同州の財政赤字は毎年約8%に達する。また、高速道路や国有鉄道などでの、

同州へのきわめて低いインフラ投資もつねに問題となっている。

このような状況下で、ラホイ政権は、カタルーニャへの交付金を締め付けていった。つまり、独立問題で税が問題となる場合、それはカタルーニャへの不当な扱いに対する異議申し立てとして、つまり、自己決定権を与えられず、カタルーニャの税が首都マドリードのインフラやカスティーリヤ、アンダルシア、エストレマドゥーラなどのいわゆる「非生産的スペイン」への手当に湯水の如く使われ、カタルーニャのインフラ・社会保障・教育などへの投資がスペインのなかでも相対的に低いレベルに置かれていることへの異議申し立てとしてであって、単なる裕福な地域のエゴと決めつけて切り捨てられるべき問題ではない。

このように、ラホイ政権とスペイン司法によってカタルーニャの自己決定権は次々と否定され、人々の閉塞は非常に強まっていった。ここで改めて明らかになったことは、カタルーニャの自治権がしっかりと確立していないということだけでなく、絶対過半数を持つ与党の中央政府によって、自治権はいとも簡単に後退してしまうということである。その結果、独立支持は2012年以後50%近くに達するようになる(図1)。「ラホイ政権は独立主義者を量産する工場」といわれたゆえんである。そして、同2012年以後、カタルーニャのナショナル・デーである9月11日に、毎年百万人を超える人出で、独立を求める行事が行われるようになる。だが、これは極めて平和的な行事であるので、その規模の大きさにもかかわらず、欧米のマスコミとは異なり、日本のマスコミはほとんどこれを報道してこなかった。

またこれに伴い、独立主義の裾野も拡大していった。もともとカスティーリヤ語圏の苗字を持つ独立派は何ら珍しくなかった。だが、それに加えて、カタルーニャにナショナル・アイデンティティをそれほど強く感じていた訳ではない人々の中にも、独立支持者になった人が増えていった。「前半」の図10にあるように、独立派政党の支持者にカスティーリヤ語を母語とする人々が増えていったのは、このためである。このように、独立主義はかなり多様であり、独立主義のシヴィック的側面は決して無視できない。

つまり、国民党やシウダダーノなどのスペイン・ナショナリズム右派政党のみならず、フェリーペ・ゴンサーレス元首相などの一部の社会労働党の政治家、そしてマドリードに拠点を置く多くのスペイン・マスコミの多く(すべてではないが)が、カタルーニャでは独立派と反独立派の深刻な

対立が生じており（カタルーニャの北アイルランド化）、スペインの他地域に出自を持つ人たちへの差別が生じているとの情報が流され、恐らくはこのような情報を基に、あるいはまたカタルーニャ的なもの全般への敵意に満ちたバルセロナ在住の作家の、しかも現地ではほとんどその存在を知られていない本の翻訳を通して、立石博高氏のようにカタルーニャでの調査・検証を何ら行わないまま独立派が危険なエスニック・ナショナリズムであるとの発言を繰り返す日本のスペイン研究者もいるが、これは現地カタルーニャの実情とは全く異なるものである。

確かに独立賛成か否かで時に人々のあいだで意見が鋭く対立することはあるが、そしてその対立は、カタルーニャの北アイルランド化を望んでいるかのようなスペインの一部の政治家やマスコミによって助長されているが、そのことが日常の社会生活に支障をきたすことはないし、繰り返すが、カステリーヤ語を母語とする独立主義者は激増ではないものの、着実に増えている。独立派を特定のエスニシティに立脚したエスノ・ナショナリズムだとは単純に決めつけることは決してできないのである。

3-3. カタルーニャ自治州政府・議会との対話を拒み続けた中央政府の姿勢

また、ラホイ政権は、カタルーニャ自治州議会が可決した闘牛禁止法、貧困世帯のためのエネルギー法（電気やガスの供給会社に対し、料金を払えない利用者が出た場合、供給を停止する前に当該自治体へ報告する義務を定めた法律）、自然エネルギーへの転換を促進するための原子力由来電力への課税法、等々を、憲法の定める「スペイン・ネイションの一体性」に反するとして憲法裁へ提訴し、次々と違憲判決が出された。

このように、対話や交渉を行わず、つまり政治を行わず、憲法裁判所を多用・乱用して政治を司法化することも、ラホイ政権の政治手法の特徴だった。すぐ後で触れるように、住民投票を求めるカタルーニャの動きもすべて司法化され違憲とされていくのだが、上記で述べたような住民の生活に直結するような法律ですら、対話ではなく一方的に司法化され、違憲とされていった。確かに、新自治憲章の違憲判決によって、カタルーニャに自己決定権がないことが明らかになったが、上記の諸法案の違憲判決は、そのことを追認していく形になった。また、司法と行政が一体化しているのではないかという強い疑念も増していった。

そして、このような状況を受けて、カタルーニャでは、独立に向けたプ

ロセスが始まっていった。まず、2014年4月に、自治州議会は、スペイン下院に「法的拘束力のある住民投票」を実施する権限を自治州に移譲するように求めたが、否決された。

そこで、同2014年9月に、自治州議会は、「法的拘束力のない住民投票を行うための法律」を約80%の賛成を得て（つまり、中間派や反対派〔カタルーニャ社会党PSC〕の一部の支持も得て）可決するが、ラホイ政権はこれを憲法裁に提訴し、憲法裁から中止命令が出された。ちなみに、同月（9月）18日にスコットランドでは住民投票が行われた。

そこで、自治州政府は、住民投票を11月9日に「非公式」で実施することにしたが、これに対しても憲法裁から中止命令が出された。しかし、11月9日に、非公式の住民投票は実施され、賛成票80.7%、投票率37.02%だった。

この非公式の住民投票（通称9N）を実施した^{かど}廉で、当時の自治州政府首相マスが起訴され、2017年3月に憲法裁の中止命令への不服従の罪で520万ユーロ（約6億2000万円）の支払い命令が出た。2016年10月には、住民投票に関する議論を自治州議会で許可した罪で、州議会議長のフルカデイも起訴された。

このようなスペイン政府やスペイン司法の対応は、スコットランドの住民投票を認めたイギリスや、ケベックの住民投票を認めたカナダの対応とは大きく異なるものである。加えて、1998年8月にカナダ最高裁が出した意見書では、カナダ憲法の枠内ではケベックは一方的にカナダから独立することはできないが、住民投票で「明確な設問」のもとに「明確な多数」の賛成があれば、連邦政府と他のカナダはケベックとの交渉に応じなければならないとされた。

公式の住民投票が実施できなかった自治州政府首相マスは、2015年9月27日に自治州議会選挙を実施し、この選挙を住民投票的な性格を持つものとした。だが、「住民投票的性格」を持つことにカタルーニャ内の反独立派が納得していた訳ではないし、独立派は過半数の68議席を上回る72議席を獲得したものの、得票率では47.8%と過半数に達しなかった。だが、独立派は、これをもってカタルーニャの有権者の信任を得たとして、2016年10月、独立に向けたロードマップを可決し、2017年6月までは中央政府の合意の下で独立の是非を問う住民投票が行われるよう努力するが、合意が得られない場合でも、秋には「一方的」にこれを実施するとし

た。

カタルーニャ自治州政府および独立派からの呼びかけに対し、中央政府が対話に応じることはなく、住民投票は2017年10月1日に行われることになった。

4. 住民投票 11-O、独立宣言 27-O、自治権停止

中央政府がまったく交渉に応じなかったことから、2017年9月6日に住民投票法、7日にスペインからの分離手続きを定めた移行法が自治州議会で可決され、同年10月1日に法的拘束力を持つ住民投票が中央政府との合意なしで「一方的に」行われることになった。これに対し中央政府は、住民投票を告知する自治州政府のHPの閉鎖等を行い、「民主主義」と書かれただけのポスターまで中央政府や一部の反独立派からは批判され、国家警察によってはがされた。9月20日には中央政府は、自治州政府高官14名を住民投票の準備を進めた罪で逮捕した。これに対し、同日午後、独立運動を主導してきたカタルーニャ国民会議 ANC と文化オムニウムという2つの市民団体の呼びかけで、大規模な抗議集会が行われた。

2017年10月1日、住民投票が実施された。その際、投票にきた市民にスペイン警察による暴力が振るわれた。負傷者は1066人に達し、319の投票所が閉鎖された。投票率は43%、独立賛成は90%だった。



写真1 2017年10月1日の住民投票でのスペイン警察の暴力

撮影：Robert Bonet

筆者は、住民投票の前日から、投票所に指定されていたバルセローナのラモン・リュイ小学校で観察を行っていて、そこにもスペイン国家警察が来て、投票所を守っていた市民や投票に来た市民に暴力が振るわれた。それは、国家警察の側からの一方的な暴力であった。人々は、自分たちからは手を出さないことを示すために両手を挙げて「我々は平和の民だ *Som gent de pau*」等と叫んでいるだけだった。目の前で展開されていることは、これが本当に21世紀のヨーロッパで生じていることなのかと、我が目を疑うような光景だった。同小学校では、カタルーニャ自治州の法律で禁止されているゴム弾を国家警察が使い、市民1名が失明している。事情は、国家警察が襲撃した他の投票所でも同じかもっと酷かった。なお、ラモン・リュイ小学校の敷地内に警察が侵入し、建物のドアをハンマーで打ち壊して校舎に侵入し、選挙管理人に指定された市民たちから選挙箱を奪い取っていく様子は、カタルーニャ人ジャーナリストのジャラル・サゼー *Gerard Sesé* がすべて録画しており、インターネット上で見ることができる⁴⁾。

立石氏は「弾圧を過剰に演出するためのフェイク画像も分離独立派から意図的に流され、スペイン政府があたかも独裁政権かのようなイメージがSNSを通じて拡散された。」(立石2020, 6頁)としているが、フェイク画像なるものが存在するとしてもそれは極く一部であり、多くの画像や特に動画はフェイクではない。ちなみに住民投票で腕を骨折した女性はスペイン中からやらせ批判を浴び、うつ病となった。また、住民投票直後、ラホイ国民党政権の外務大臣ダティスがBBCの動画を含めて国家警察の暴力の映像をフェイクと断じ、BBCのキャスターと激論となったことは、「前半」の序文に書いた通りである。

カタルーニャでは10月3日に独立を求めるゼネストが実施された。同日、国王は会見を行い、独立派を強く非難した一方で、スペイン警察による暴力にはいっさい触れなかった。

中央政府が暴力に訴えるという事態を想定していなかったカタルーニャ自治州政府は、その後の方針をめぐって揺れ動いた。自治州首相プッチダモンは、欧州理事会議長トゥスクから「カタルーニャとスペインは対話すべきである」という連絡を受けた。これを「EUに仲介の意思あり」と解釈したプッチダモンは2017年10月10日、自治州議会に投票結果を伝達したものの、国際社会(特にEU)による中央政府との仲介を期待して、独立宣言発効の一時的停止を自治州議会に要請し、承認された。だが、トゥ

スクによる仲介が行われることはなかった。

他方、ベルギーは国際社会による仲介の必要性を強く主張し、スイスや「エルダーズ」（元南アフリカ大統領マンデラが設立した国際人道グループで現代表は元国連事務総長アナン）が仲介に動き出したものの、中央政府は応じなかった。また、欧州委員会委員長ユンケルは、カタルーニャ問題はあくまでスペインの国内問題であり、ラホイ政権を全面的に支持するとした。

他方、中央政府は2017年10月16日、独立運動を主導してきたカタルーニャ国民会議代表ジョルディ・サンチェスと、文化オムニウム代表のジョルディ・クッシュアルを、9月20日の抗議集会を組織したとして騒乱罪で逮捕した。また中央政府は、独立宣言を完全に放棄しなければ、憲法155条（国家の利益に反する行動をとった自治州の自治権を停止できるとした条項）を適用すると通告していたが、仲介に動いていたバスク自治州政府首相ウルクーリュの、カタルーニャ自治州政府が州議会選挙を実施すれば155条の適用を免れうるとする言に従って、プッチダモンは議会選挙の実施に動いた。だが選挙を行うことに対しては独立派内で異論が多く、また、中央政府が例え自治州議会選挙を実施しても自治州政府が独立の方針を撤回しなければ155条を適用するとしたこともあり、自治州議会選挙の可能性は消えた。後でまた触れるが、もしこの時に自治州議会選挙を実施していれば、国家警察による信じ難い暴力の直後ただだけに、独立派は80%近くの得票率を獲得し、EUも仲介に動かざるを得なかったのではとの見立てもある。

ともかく、選挙を実施しなかったプッチダモンは、10月27日にカタルーニャ共和国の独立宣言に踏み切った。そして、同日、中央政府は同州の自治権を停止した。これに対して自治州政府は、スペイン軍が出動準備をしているとの観測や、「独立を実行に移せば大量の死者が出る」と中央政府が自治州政府に忠告してきた（中央政府は否定）ことで、ベルギーのブリュッセルに亡命政府をつくることにしたが、「亡命」するかどうかは最終的に州政府閣僚ひとりひとりの判断に委ねられた。その結果、閣僚はプッチダモンらベルギーに「亡命」する組と州政府副首相ジュンケーラらスペインに留まる組に分裂した。そして、国家反逆罪の嫌で全閣僚にマドリードの最高裁への出頭命令が出され、スペインに留まった閣僚は、出頭後に予防的措置としてマドリードの刑務所に収監された。

中央政府は、カタルーニャ自治州を直轄下においた状態で、2017年12月21日に自治州議会選挙を実施した。だが、中央政府の思惑は外れ、独立派3党が絶対過半数の68議席を上回る70議席を得てふたたび勝利した(図1)。とはいえ、独立派の得票率は47.5%で、やはり50%は超えなかった。

5. カタルーニャ・スペイン問題の国際化

選挙では勝ったものの、独立派が提示する州政府首相候補(プッチダモンやカタルーニャ国民会議ANC元代表で2017年12月の州議会選挙で獄中の身ながら当選していたジョルディ・サンチェス等)を中央政府は認めず、組閣は難航した。さらに、2018年3月にはスペイン最高裁が新たに独立派幹部に逮捕状を出し、この時点から現在にいたるまで、9名が刑務所に投獄され、7名が独立派と中間派によると「亡命」、反対派やスペイン政府によると「逃亡」、の身となっている(ベルギー4名、スコットランド1名、スイス2名)。彼らの罪状は国家反逆罪、騒乱罪、横領罪だった。

独立派と中間派は、これは彼らの思想が罪に問われているのであり、彼らは「政治犯(思想犯)」だとして強く抗議している。特に、文化オムニウムのジョルディ・クツシャルは、彼は政治家ではなく市民団体の代表、つまり民間人に過ぎず、2017年9月20日の抗議集会で、参加者に帰宅を促すために、ジョルディ・サンチェスと共にスペイン警察の車両の上に乗ったに過ぎないのだが、これが騒乱罪に当たるとされた。これに対し、スペイン政府・司法や独立反対派は、彼らはすべて「政治犯」ではなく、国家反逆罪という「罪を犯した政治家」だとしている⁵⁾。

だが、スペイン政府・司法の主張は、カタルーニャ問題が国際化するにつれ、分が悪くなっていった。ベルギーとスイスの司法当局は、「亡命」独立派幹部は犯罪者ではなく、彼らをスペインに引き渡すことはないとしていたため、スペイン司法は2017年12月、欧州逮捕状を取り下げていた。そして、プッチダモンが2018年3月25日、スイスでの人権問題会議に出席しフィンランドでの講演を終えベルギーへの帰途にドイツを移動中、スペイン司法が再度欧州逮捕状を出していたため、彼はドイツで拘束された。だが、ドイツのシュレスウィヒ・ホルシュタイン州裁判所は、独立派は暴力沙汰を引き起こしていないとしてプッチダモンの国家反逆罪でのスペイ

ンへの引き渡しを拒否し、4月6日に彼を保釈した。スペイン司法はその後欧州逮捕状を再度取り下げた。

中央政界では、2018年5月25日、社会労働党PSOE党首ペドロ・サンチェスの提出したラホイ首相に対する不信任決議案がカタルーニャの独立派政党的支持も得て可決され、社会労働党サンチェス政権が誕生した。カタルーニャでは自治権停止が解除され、プッチダモンが推挙するトーラが自治州首相となった。

だが、カタルーニャ問題の国際化は沈静化するどころか、逆に拡大していった。例えば、ベルギー・フランデレン州議会議長は、2018年9月、「政治犯」（投獄あるいは亡命を余儀なくされているカタルーニャの独立派幹部のこと）〔「」は筆者〕のいるスペインの民主主義のレヴェルは、EUが求める民主主義のそれに達していないとして、スペイン政府・司法を批判したが、これに対し、社会労働党政権の外務大臣ブレイ（当時）は、駐スペインのフランデレン大使を国外追放処分とするなど、外交問題にまで発展した。

そして、国連、アムネスティ・インターナショナル、国際ペンクラブ、チョムスキー等の国際的に著名な多くの知識人、フランス上院議員41名、前フランス大統領候補ブノワ・アモン（フランス社会党）などは、「政治犯」の即時釈放を求めている。例えば2019年4月、アモンは、独立派幹部は住民投票を実施しただけなのに、勾留され裁判にかけられており、それゆえ、スペインとヨーロッパの民主主義は、とても健全とはいえない状況にある。これは、あくまで政治問題であり、司法ではなく政治的に解決されるべきである。これは、民主主義や基本的人権の問題であって、独立を支持するかどうかは全く関係ない。カタルーニャ・スペイン問題を解決するには、ヨーロッパが介入すべきである、という趣旨の発言をしている。政治的な解決とは、両者の話し合いを前提にした様々な解決方法（憲法を改正してスペインを連邦制にすることや住民投票を実施するなどの様々な選択肢がありえるだろうが）のことであり、そこにEUが仲介者として入るべきというのがアモンの主張である。

そして、拘留中の独立派幹部9名に対しては、2019年10月14日に禁固刑の判決が出た。最高刑は、前州副首相ジュンケーラスの懲役13年で、憲法違反である独立という議題を審議することを許したことが罪に問われていた元自治州議会議長のフルカデイは11年半、文化オムニウムの元代

表で民間人に過ぎないジョルディ・クッシュアルは9年とされた。結局、国家反逆罪は適用されず、騒乱罪と横領罪のみの適用となった。

他方、現在、ベルギーに「亡命」中のプッチダモンと前自治州健康相クミン、スコットランドに「亡命」中の前自治州政府教育相のペンサティーが欧州議会議員として活動している。2019年5月の欧州議会議員選挙で、プッチダモンとクミンおよび前自治州副首相ジュンケーラス（拘留中）が当選していたが、スペイン政府はこれを認めなかった。だが、欧州司法裁判所は同年12月19日に、ジュンケーラスは当選した時から不逮捕特権が認められているとの判決を出し、翌日にはこれを受けて欧州議会がプッチダモンとクミンに欧州議会議員としての活動を認める決定をした。欧州議会議員となったプッチダモンは、20年2月には、フランス側カタルーニャのバルピニャー（バルピニャン）で、大規模集会も開催した。

さらに、2020年8月7日には、ベルギー司法が、スペインの最高裁には欧州逮捕状を出す権限がないとして、ベルギーに「亡命」中の前自治州文化相のプッチのスペインへ引き渡しを拒否する判決を出した。

6. 袋小路の要因

独立に向けた「プロセス」は現在膠着状態にあり、独立派内部の対立も大きくなっている。

先に述べたように、2018年5月に、カタルーニャの独立派の協力も得てサンチェス社会労働党 PSOE 政権が誕生したのだが（図2）、サンチェスの社会労働党は、スペイン・ナショナリズム右派のラホイ国民党 PP 政権や同じくスペイン・ナショナリズム右派のシウダダーノス C's と共に、憲法155条によるカタルーニャの自治権停止に賛成した経緯がある（図3）。しかも社会労働党はカタルーニャの自己決定権（無論外的自決権も含めて）を認めていないため、独立派が要求する住民投票の実施を拒否した。ゆえに、予算案で独立派の賛成を得られず、2019年4月に総選挙が実施された。その結果、社会労働党が第1党になったものの、最左派のウニーダス・ポデモス Unidas Podemos との連立協議がまとまらず、11月に再度総選挙が行われ、今度は両党の連立政権が成立した。ウニーダス・ポデモスはカタルーニャの自己決定権を外的自決権も含めて一応は認めていて、スペインをマルチナショナルな連邦国家にすることを主張している。

カタルーニャ独立問題

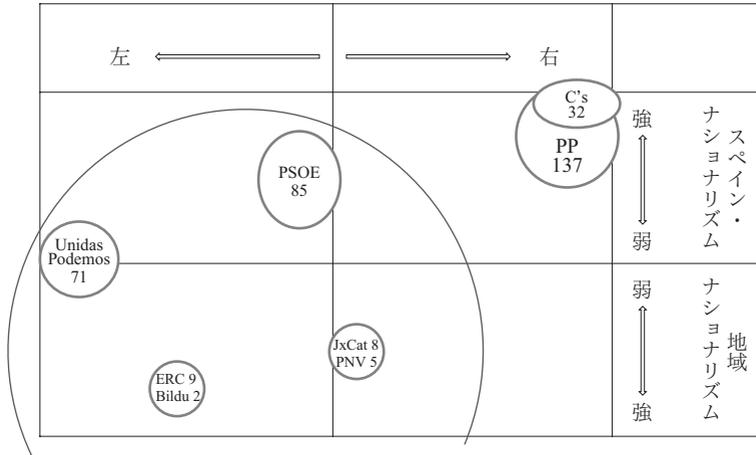


図2 ラホイの不信任とペドロ・サンチェスの首相指名、2018年5月

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| Bildu：ビルドゥ（バスク） | PNV：バスク・ナショナリスト党 |
| C's：シウダダーノス | PP：国民党 |
| ERC：カタルーニャ共和主義左派 | PSOE：社会労働党 |
| JxCat：カタルーニャのための連合 | Unidas Podemos：ウニーダス・ポデモス |

加えて、この政権は、カタルーニャの左派独立主義政党のカタルーニャ共和主義左派 ERC とバスクの左派独立主義政党のビルドゥ Bildu によって、いわば緩い閣外協力のような形で支えられている(図4)。にもかかわらず、この連立政権（絶対過半数は持っていない）の成立によっても、カタルーニャの独立派が要求する住民投票が中央政府公認で実現しそうな気配はない。

加えて、2020年9月28日、自治州政府首相トーラが最高裁の判決により選挙違反で失職した。これは、19年11月の総選挙の際、自治州政府庁舎のバルコニーに掲げられていた「政治犯と亡命者に自由を」との横断幕が選挙違反だとされ、これを「意見と表現の自由を」に変更したが、これも選挙違反とされ、それにもかかわらず、この横断幕を掲げ続けたことによる。

他方、ヨーロッパであるが、上記に見たように、スイス、ベルギー、ドイツ、EU は、スペイン司法の主張をほぼ否定する判断を下している。とはいえ、欧州司法裁判所の判決にもかかわらず、欧州議会がスペイン司法

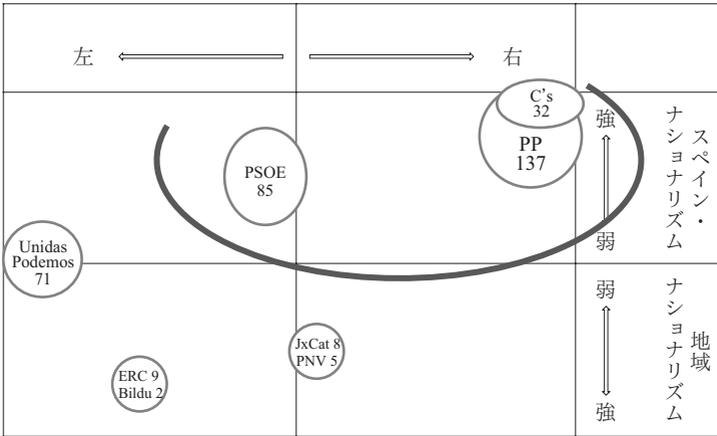


図3 155条ブロック、2017年9月27日

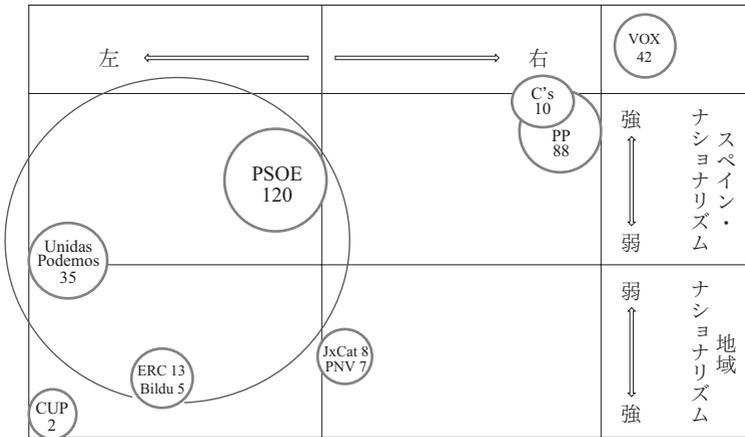


図4 2019年11月10日のスペイン下院議員選挙の結果

の要請を受けて、服役中のジュンケーラスの欧州議会議員としての資格を取り消すなど、独立派は特に EU に対しては多くを期待できる状態にはない。

そして、当の独立派内部では、内部対立が深刻化しており、中央政府連立与党の社会労働党およびウニーダス・ポデモスとの協議を重視しつつ独

立支持のさらなる拡大の必要を説くカタルーニャ共和主義左派と、政府との対決姿勢を強め、独立への民意はすでに出ているとして一方的路線の継続を主張するプッチダモン率いるカタルーニャのための連合 JxC との対立が続いている。

このような状況に関して、2020年春に著書『現実の原則 プロセスの翌日のための提案』*Principi de realitat. Una proposta per a l'endemà del Procés*を上梓して以後、カタルーニャの論壇で静かに、しかく深く話題となっているのは、バルセロナ大学の新進気鋭の政治学者、ジョルディ・ムーニョスの主張である。

「後半」（本稿）の序でも書いたが、彼は、カタルーニャにおけるスペイン政府の正当性の欠如を鋭く批判しつつも、そのことが直ちに独立派が政権を担っているカタルーニャ自治州政府や独立派が多数を占める同自治州議会の行動のすべてに正当性を与える訳ではないと主張している。

ムーニョスは、「強制 *coerció*」と「同意 *consentiment*」という2つの概念を用いて分析していく。そもそも、あらゆる政治権力・政治秩序は「強制」と「同意」の組み合わせで成り立っており、「同意」が多ければ多いほどその政治権力の正当性は増し、「強制」が多ければ多いほどその正当性は減る。

この意味で、スペイン国家はカタルーニャにおいて正当性が決定的に欠如しているといえる。なぜかといえば、それは、独立支持が増える要因となった次の3点、つまり、①新自治憲章の違憲判決によってカタルーニャの自治権が後退したこと、②中央政府（ラホイ国民党政権）が一方的に再中央集権化を進めたこと、③中央政府（ラホイ国民党政権）がカタルーニャ自治政府との対話を拒否し続け、最終的には警察の暴力、自治権停止および独立派幹部の投獄という司法を用いた方法でカタルーニャ・スペイン問題を強制終了させようとしたことと、そしてそれに社会労働党が少なからず加担したこと、この3点が、まさに、「同意」ではなく、「強制」そのものだったことである。カタルーニャでの国民党の得票率は非常に少ない。それにもかかわらず、国民党政権の中央政府＝スペイン国家は、カタルーニャにおいて、「同意」を得ずに「強制」のみで政治権力を行使するという、極めて非民主的な統治を行った。それゆえに、中央政府＝スペイン国家は、カタルーニャにおいて、決定的に正当性が欠如しているのである。

このこと（カタルーニャで中央政府＝スペイン国家が正当性を欠いてい

ること)に加えて、スペインの側が原因でスペイン・カタルーニャ問題が袋小路となってしまっていることが2つある。

それは一つには、中央政府＝スペイン国家およびスペイン・ナショナリズムが、カタルーニャに、自治権の拡大、つまり、決定する権利＝分有された主権の付与という譲歩ができない、という事情がある。イギリスはスコットランドに対して、カナダはケベックに対して、住民投票の実施を認めただけでなく、自治権の拡大という譲歩策を用意し、実施した。だがこれは、「(カスティーリャと同一視された)スペイン・ネイションの一体性」にあくまで固執するスペイン・ナショナリズム右派(国民党、シウダダーノス、極右のVOX)だけでなく、左派の一部、つまり社会労働党の相当部分にとっても、受け入れられない選択肢であることに、この問題の難しさがある。「(カスティーリャと同一視された)スペイン・ネイション」は「一体不可分」であり、その一部分でしかないカタルーニャが自己決定権(分有された主権)を持つことは、スペイン・ナショナリズムにとってはあり得ない選択肢なのである。

もう一つは、スペイン国家およびスペイン・ナショナリズムが、カタルーニャで独立支持が急増した要因は、カタルーニャの公共放送とカタルーニャの教育制度が住民にカタルーニャ・ナショナリズムを植え付けていることにあり、大胆な「再・スペイン国民(ネイション)化」によって独立支持者を元の状態に戻す必要があるという、完全に間違った診断に基づく間違った処方箋を主張していることである。しかも、ここでいう「再・スペイン国民(ネイション)化」とは、カスティーリャと同一視されたスペイン・ネイション化である。

カタルーニャでの独立主義の急増の要因が、先に述べた中央政府＝スペイン国家の3つの大きな「強制」にあることを認識せず、カタルーニャが一方的に偏狭なナショナリズムを高め、スペインとカタルーニャの共存を壊していることにあるとするこのような見方は、スペインではとりわけ、スペインの多様性を認めない国民党やシウダダーノスやVOXなどのスペイン・ナショナリズム右派の主張するところだが、日本でも立石博高氏などが繰り返し主張しているものである。

そして、カタルーニャの公共放送(TV3やCatalunya Ràdio)の放送内容が偏っているとの批判記事や、カタルーニャのXX学校の教師XXが偏った教育をしているなどの批判記事が、マドリードに拠点を置くスペイン・

マスコミ、特にスペイン・ナショナリズム右派の El Mundo 等の紙面を賑わしており、教育現場は疲弊している。

だが、このような間違った診断に基づく間違った処方、事態を悪化させるだけであろう。社会労働党にも上記のような見立てをする幹部がいるので、事態はなかなか難しい。アラゴン自治州首相ランバンのように、カタルーニャの独立主義を「外科的に除去すべき癌」だと、かつてフランコ独裁政権顔負けで声高に主張する幹部もいる。その一方で、社会労働党や特にその姉妹政党のカタルーニャ社会党には、新自治憲章の違憲判決が出る前の状態に戻すべきであるとか、カタルーニャの自治憲章の内容を充実させていくとともに、スペインを連邦制にすることでこの問題の解決を図るべきとの声が出ている。だが、カタルーニャ社会党の本気度はどの程度のもなのか。

他方で、カタルーニャにおいてスペイン政府が正当性を欠いていることが、直ちに独立派が政権を担っているカタルーニャ自治州政府や独立派が多数を占める同自治州議会の行動のすべてに自動的に正当性を与える訳ではない、というのがムーニョスの主張の最も重要な点である。

ではなぜ独立派も正当性を欠いているのかといえば、それは、カタルーニャの州議会選挙で独立派は一度も50%を超える得票を得たことがなく、またカタルーニャの圧倒的多数の住民が納得したうえでの住民投票が行われていないからである。それにかかわらず出されてしまった「カタルーニャ共和国独立宣言」（通称27-O）は、ムーニョスによると、正当性を大きく欠いており、このことが、EU等が国際的仲介に動き出すことを躊躇させる要因の一つだとされる。同様の見方は、ボルジャ・ダ・リケーも行っている。

ムーニョスによると、そもそも住民投票が民主的な意思決定装置として機能し、民主的共存が実現するためには、住民投票が行われる前に、圧倒的多数の人々が、もし自分が「敗者」になった場合、その結果を受け入れることに「同意」している必要がある。この「敗者の同意 *consentiment de perdedor*」が無いままで実施された投票結果を「勝者」が実行に移せば、より「強制」の側面が強くなり、正当性は欠如してしまう。

この点で、表1にある「27-S」（独立派が住民投票的性格を持たせた2015年9月27日の自治州議会選挙）と「171-O」（2017年10月1日の住民投票）のいずれもが、幅広い「敗者の同意」を形成することなしに行われ

表1 カタルーニャでの州議会選挙と住民投票の得票率と投票率

9-N	2014年11月4日の非公式の住民投票	投票率37.02% 賛成80.7%
27-S	2015年9月27日の自治州議会選挙 独立派は住民投票的選挙と位置づけ	独立派の得票率47.8% 72議席(絶対過半数68)
l'1-O	2017年10月1日の住民投票	投票率43% 賛成90%
21-D	2017年12月21日の自治州議会選挙 自治権停止下での選挙	独立派の得票率47.5% 70議席(絶対過半数68)

たといえる。確かにスペイン国家はカナダやイギリスとは異なり、住民投票を非公式のものですら憲法違反の犯罪であるとして認めなかった。このようなスペイン政府の姿勢は極めて非民主的なものであるが、だからといって「敗者の合意」がないままに住民投票を実施した場合、それに法的拘束力を持たせようとすれば、それは正当性を欠いてしまう。

まず「27-S」（2015年9月27日の自治州議会選挙）だが、これは「9-N」が非公式（にもかかわらず違法とされた）の住民投票にならざるをえなかったことから、独立派が住民投票的性格を持たせて実施したものであるが、反対派はこの選挙にそのような性格を持たせることに同意していた訳ではない。しかも、結果は、独立派は絶対過半数の68議席を上回る72議席を獲得したものの、得票率では47.8%と50%を超えなかった。確かに中間派（カタルーニャの高度な自治権を意味する内的自決権だけでなく独立の是非を問う住民投票を実施する権利である外的自決権も認めており、その約3割は独立支持）の票を足せば50%を超えるかもしれないが……。

とにかく、独立派は、この選挙で独立を望む民意を得たとして「独立に向けたロードマップ」を作成し、しかも、2017年9月に、住民投票法だけならまだしも、スペイン国家からの分離を合法化することを目的に定めた移行法まで自治州議会で可決してしまった。これには、ムーニョスもボルジャ・ダ・リケーも大きな疑問符を付ける。

次は最も重要な「l'1-O」（2017年10月1日の住民投票）であるが、この住民投票の実施を行ったのは、先の「27-S」で成立した独立派自治州政府と独立派3党であり、カタルーニャの圧倒的多数の住民のあいだで「敗者の同意」（自分が敗者になった場合に結果に従うという同意）が形成されないままに実施されてしまった。

ここで決して誤解してはならないのは、「敗者の同意」がないままに実施されたということが、スペイン政府・司法が住民投票実施に向けた対話を拒否し、住民投票実施に向けた動きを違法として司法化し、挙句の果てには、投票に来た市民にスペイン国家警察が暴力を振るったことを、何ら正当化はしないことである。スペイン政府や国家警察の民主主義と人権を無視した蛮行は言語道断であるし、それを何ら批判するどころか肯定し、カタルーニャ独立派のみを一方向的に断罪する立石博高氏などの日本の一部のスペイン研究者の言説には大きな疑問を抱かざるを得ない。

ジョルディ・ムーニョスやボルジャ・ダ・リケーも、「I1-O」が実施されたことそのものを批判はしていない。「I1-O」が実施されたことで、スペインの民主主義がいかに脆弱なものであるかが白日の下に晒されたことなど、少なからぬ意義を認めている。先にも述べたが、ボルジャ・ダ・リケーは、もし2017年10月に自治州議会選挙が実施されていれば、国家警察による信じ難い暴力の直後だっただけに、独立派は80%近く得票率を獲得し、国際社会の注目はさらに集まり、EUも仲介に動かざるを得なかったかもしれないとしている。

このように、「I1-O」が実施されたことの意義そのものは必ずしも否定されるべきものではないが、「敗者の合意」なく行われ、独立賛成は90%とはいえ、投票率は43%にしか満たなかった住民投票には、その結果に法的拘束力もたせることのできる正当性はやはり大きく欠けていると言わざるを得ない。国家警察の暴力とそれが大きく報道される最中での投票で投票率が43%に達したことは軽視されるべきことではない。だが、300を超える投票所が閉鎖され、本来のあるべきはずだった投票率も分からなくなってしまい、しかも、国家警察の暴力があったとはいえ、反対派の多くは、最初から投票に行かないという政治的選択をしていたことはそれなりに重い意味を持つであろう。

それにかかわらず、2017年10月27日に「カタルーニャ共和国独立宣言」(27-O)は行われてしまった。この正当性の欠如した「独立宣言」が行われてしまったことで、EUを始めとする国際社会の仲介は遠のいてしまったというのが、ジョルディ・ムーニョスやボルジャ・ダ・リケーの意見である。

最後に、「21-D」(自治権停止下で実施された2017年12月21日の自治州議会選挙)だが、これも独立派は絶対過半数の68議席を上回る70議席を

得て再び議席の上では勝利はしたが、得票率は47.5%で、やはり50%を超えなかった。

そして、「P1-O」に法的拘束力を持つ住民投票としての正当性が欠如していることと、それに基づいて行われた「独立宣言」(27-O)に正当性が欠如していることを独立派の少なからぬ人たちが十分に自覚していないことが、現在の袋小路の重要な要因の一つだとするのが、ムーニョスやリケーの見解である。

むすびに代えて——袋小路の出口は？

では、袋小路の出口はどの辺りにあるのだろうか？ それはやはり、住民投票の実施であるとムーニョスは主張する。

実はカタルーニャでは、独立支持が急増した2012年以降、常に約80%弱の同地の住民がスペイン・カタルーニャ問題を解決する手段として住民投票を支持している。「前半」の図14でも2019年3月の数字で78.7%が住民投票を支持している（ただしカタルーニャではなぜか70%という数字が使われているので筆者もそれに従う）。

そして、「前半」の図15にあるように、住民投票への支持は、独立派3党と中間派（アン・クム・プデム）で圧倒的なだけでなく、反対派のカタルーニャ社会党でも60%近くあり、驚くことに、スペイン・ナショナリズム右派の国民党やシウダダーノスでも4割近くある。つまり、反対派の住民のなかにも、党の公式見解とは大きく異なり、住民投票で民主的にスペイン・カタルーニャ問題を解決することが、カタルーニャでの民主的共存を保障する手段だと考えている人が少なからずいるということである。

それゆえ、独立派がなすべきことは、社会労働党 PSOE とウニーダス・ポデモスの中央政府との対話に期待を寄せる路線（カタルーニャ共和主義左派 ERC）か、中央政府との対決を重視し、共和国の一方的建設を進める路線（カタルーニャのための連合 JxC）かで路線対立を続けることではなく、中間派のアン・クム・プデム CatECP はもとより、住民投票に賛成するカタルーニャ社会党 PSC や国民党 PP やシウダダーノス C's の支持者も巻き込んで、住民投票実施に向けた幅広い合意、70%の合意を目指すべきだというのが、ムーニョスの主張である。

住民投票を支持する70%（実際は80%弱）が住民投票の実施を望む一

つのまとまった声になるには、少なくともこの70%の中では「敗者の合意」がしっかりと形成されている必要がある。特に反対派にとっては、住民投票が国家の同意の基で行われることは、自分が敗者となった場合に、その結果を受け入れることに同意するための、非常に重要な要件となるだろう。だが、スペイン国家はカナダやイギリスとは異なり、住民投票を非公式なものですら憲法違反の犯罪として受け入れてこなかった。だからこそなおさらに、カタルーニャ内の70%（実際は80%弱！）を一つのまとまった声にして、スペイン国家に住民投票を要求する必要があるだろう。

ボルジャ・ダ・リケーもこの主張に賛成しており、過去の恩讐を超えて、スペインとどのような関係を持つのかということについての住民投票を実施するという一点での幅広い合意を目指すべきであるとし、現代史家らしく、カタルーニャ主義の一点で極めて幅広い政治勢力が結集したカタルーニャの連帯が1906年に設立されたことで、1902年に「分離主義者」として投獄されたアンリック・プラット・ダ・ラ・リーバが、5年後の1907年にはバルセロナ県知事に選出されたエピソードを思い起こすべきとしている。

ただし、中間派の7割を占める独立反対論者は、カタルーニャをマルチ・ナショナル連邦国家のなかのカタルーニャ国（州）とすることを望んでおり、また独立に反対のカタルーニャ社会党は、その本気度は良く分からないが、スペインを連邦制にすることを主張しているのも、住民投票は、カタルーニャが独立するか否を問う2択ではなく、カタルーニャがスペインとどのような関係を持つのかを問う3択、すなわち、かつての9-Nがそうであったように、「現状維持（自治州体制）」、「[マルチ・ナショナル] 連邦制スペインの中での state（国家=州）」、「独立国家 independent state」の3択にすべきであろう。

ムーニョスはまた、中央政府に住民投票の実現を合意させるには、独立派の支持が50%を超えることは必須であるが、50%程度ではなく、もっと多くなる努力をすべきだとも主張する。独立支持が多ければ多いほど、スペイン政府が住民投票に応じないことへの内外の批判は高まるであろうし、EUを始めとする国際社会も住民投票の実施のために仲介に動かざるを得なくなるであろうというのがその理由である。実際、カタルーニャ社会党の代表のイセータは、「もし独立支持が65%あれば、民主主義はそれを実現するためのメカニズムを発動させなければならないが、47%ではダ

メで、51%でもダメだ」と2019年に発言しているのは興味深い。

そして、住民投票に向けての「敗者の同意」を得るためにも、独立支持を増やすためにも、独立派は、独立した場合、反対派の人々が失うものが極めて少ないということを説得的に説明できる必要があるとムーニョスは言う。

独立反対派は主に2つの階層に分けられ、1つはスペイン市場との結びつきの強い企業の経営者（多かれ少なかれスペイン化してはいるもののカタルーニャのエスニシティの人が多くと思われる）やカタルーニャにマドリードなどから派遣された国家官僚・司法官たちであり、彼らは一般的にバルセロナ市の高級住宅街に集住している。

もう1つは、1960-70年代にスペイン他地域から来た国内移民系世帯でバルセロナ市を半円形状に囲んでいる郊外地域に住んでいる人々である。このなかで、数のうえで特に重要なのは後者の人たちである。

カタルーニャには、コーラスやハイキングや人間の塔など多様なサークルが無数に存在し、ここ10年で急激に増えたカタルーニャの独立派は、従来から存在するこれらの社会的ネットワークを基盤に拡大していった。2009年から12年にかけてカタルーニャの約半数の自治体で行われた独立の是非を問う非公式の「住民投票」や、2012年に誕生したカタルーニャ国民会議ANCが急拡大できたのも、「I'1-O」を実施できたのもこの社会的ネットワークが背景にある。そして、国内移民系世帯でも、以前から住んでいるカタルーニャの住民と混住していて、これらのネットワークと接点のある人たちは、カタルーニャ特有の水平的人間関係などのより民主的な政治文化を体得し、カスティール語が母語であっても独立支持になることは何ら珍しくはない。

だが、バルセロナを半円形状に囲んでいる郊外地域に住んでいる人々は、スペインとの感情的つながりが強いことに加えて、このようなカタルーニャ在来のネットワークに接する機会に乏しく、独立支持が急増し事態が急激に展開したことで、一種の恐怖を感じたと思われ、一部のスペイン・マスコミや中央政府（特に国民党時代の）の「悪意」のある情報（実態に基づかない反カタルーニャ的言説）の影響を受けやすい状況にあった。彼らの多くは、従来はカタルーニャ社会党に投票していたが、メディアを使った徹底した反カタルーニャを売りにしたシウダダーノスは、彼らの票をカタルーニャ

カタルーニャ独立問題

表 2 カタルーニャの諸政党の基本的な立ち位置

	政党	議席	右左	一方的路線	独立	自決権	ネイション	教育制度
独立派	人民連合 (CUP)	4	左	○	○	○	○	○
	カタルーニャのための連合 (JxC)	37	右	○	○	○	○	○
	カタルーニャ共和主義左派 (ERC)	32	左	○→△	○	○	○	○
中間派	カタルーニャ・アン・クム・プデム (CatECP)	8	左	×	△	○	○	○
反対派 (統一派)	カタルーニャ社会党 (PSC)	17	左	×	×	×	○	○
	シウダダーノス (C's)	37	右	×	×	×	×	×
	国民党 (PP)	3	右	×	×	×	×	×

議席：2017年12月21日のカタルーニャ州議会選挙での結果。

一方的路線：共和国建設を一方的に進めていくべきか、住民投票を再度、今度は合意に基づく形で行うべきか。

自決権：カタルーニャに自己決定権はあるか。

ネイション：カタルーニャはネイションか。

教育制度：カタルーニャ語を教育言語としているカタルーニャの教育制度を支持するか。

出典：筆者作成

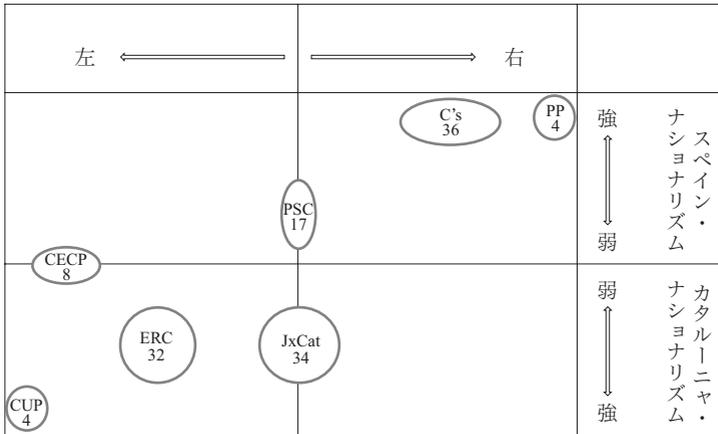


図 5 カタルーニャの諸政党のおおよその立ち位置
(2017年12月21日の選挙結果)

社会党から吸収することで急成長した。シウダダーノスやこの政党と密接な関係にある団体「カタルーニャ市民社会 SCC」が一時盛んに喧伝した「タバルニア」というパロディの背景には、このような事情があった。

このような人々に、独立することの利点を、福祉を含めた社会経済的な点や、スペインとの将来的な関係の点も含めて、より説得的に語るができるかどうかは、独立派にとっては極めて重要な点であろう。

本稿執筆時点(2020年秋)では、2021年2月に自治州議会選挙が行われることになっており、CEO(カタルーニャ世論調査研究所)の世論調査では、独立支持と不支持は、両者ともに50%を切る状態でほぼ拮抗しているものの、独立支持の裾野の拡大を優先し、サンチェス政権とのパイプの維持に努めているカタルーニャ共和主義左派の議席増が予測されている。また、カタルーニャ社会党の議席増と、シウダダーノスの大幅な議席減も予測されている。このことは、住民投票の実施の合意に向けて、より良い環境ができつつあるようにもみえるが、果たしてどのような結果になるだろうか。スペイン・ナショナリズムの極右政党 VOX が初めて自治州議会で議席を持つことも予測されており、これは気がかりな点ではある。

注

- 1) この場をお借りして、国際政治学会での報告の機会を提供して下さった戸田真紀子先生(京都女子大学)に御礼申し上げます。また、国際政治学会での報告は、2019年12月に筆者が地域紛争研究会で行った報告(於同志社大学)が母体となっており、その報告の機会を提供して下さった月村太郎先生(同志社大学)と小森宏美先生(早稲田大学)にも感謝申し上げます。
- 2) 他方、バスクでは、78年憲法がバスクを自己決定権を持つネイションと規定していないとして、憲法の信任を問う住民投票では棄権者が多数出た。
- 3) 集中と統一 CiU は、カタルーニャ民主集中 CDC とカタルーニャ民主統一 CDU の選挙連合兼議会内会派だったが、独立支持の急増によってカタルーニャ民主統一は事実上消滅し、カタルーニャ民主集中も2016年にヨーロッパ・カタルーニャ民主党 PDeCAT と名称を変更した。さらに2020年になって、ヨーロッパ・カタルーニャ民主党を母体に誕生したプッチダモン率いるカタルーニャのための連合 JxCat とヨーロッパ・カタルーニャ民主党は、別政党として分裂した。また、カタルーニャ社会党も、独立を支持する自治州議会議員が離党し、カタルーニャ共和主義左派に移籍するなどした。このように、2010-12年以降の独立支持の急増によって、カタルーニャ自治州議会

の諸政党は、あるものは消滅し、または分裂し、または議員構成が大きく変わるなどの少なからぬ変化を被った。

- 4) <https://www.larepublica.cat/portada/aixi-vam-viure-lassalt-policial-a-lescolaron-llull-els-videos-que-van-fer-la-volta-al-mon/>

スペイン警察の暴力についての動画は数多く存在するが、例えば次の動画は、6分の中に数多くの警察の暴力を収録している。*Policías Españoles Agreden a Civiles Durante Referéndum en Cataluña*, <[youtube.com/watch?v=x-CQmQykfEk](https://www.youtube.com/watch?v=x-CQmQykfEk)>

- 5) ただし、2019年末以降のスペイン政府で社会労働党 PSOE と連立を組んでいるウニダス・ポデモス（中間派）は、「政治犯」だとしている。また、この「政治犯」の中の海外にいる7名についても「亡命」だとしている。

主要参考文献

- BREW, Joe (2018.05.23), “Els partits unionistes, cada vegada menys plurals. Les dades del CEO indiquen que PSC, PP, Cs i Comuns perden votants de llengua materna catalana”, *VilaWeb*.
- BREW, Joe (2019.05.03), “Cinc mentides sobre l’independentisme català. L’analista de dades Joe Brew fa una radiografia de les cinc mentides que es diuen sobre el moviment independentista català”, *VilaWeb*. / (2019.05.06) Five lies about the Catalan independence movement. Data analyst Joe Brew reviews five lies that are told about the Catalan independence movement”, *VilaWeb*.
- BREW, Joe (2019.06.28) “Economia i independentisme: una falsa associació. L’analista de dades Joe Brew explica per què és una fallàcia vincular l’independentisme i l’economia”, *VilaWeb*.
- GUINJOAN, Marc / RODON, Toni / SANJAUME, Marc (2013), *Catalunya, un pas endavant*, Angle Editorial, Barcelona.
- FONTANA, Josep (2016), *La formació d’una identitat. Una història de Catalunya*, Eumo Editorial, Vic.
- KEMAN, Hans (2000), “Federalism and policy performance. A conceptual and empirical inquiry” in Ute Wachendorfer-Schmidt (ed.), *Federalism and Political Performance* (London: Routledge, 2000).
- MUÑOZ, Jordi (2020), *Principi de realitat. Una proposta per a l’endemà del Procés*, L’Avenç, Barcelona.
- MUÑOZ, Jordi (2020.05.30), “Jordi Muñoz ‘La independència és impossible amb la correlació de forces actual’”, *VilaWeb*.
- MUÑOZ, Jordi (2020.06.13), “El consentiment del perdedor”, *ARA*.

- PARTAL, Vicent (2018), *Nou homenatge a Catalunya*, Ara Llibres, Barcelona.
- DE RIQUER, Borja (2016), *Anar de debò: els catalans i Espanya*, Rosa dels Vents, Barcelona.
- DE RIQUER, Borja (2020.07.09), “El sobiranisme, lloc de trobada”, *La Vanguardia*.
- 奥野良知 (2017) 「カタルーニャの独立へ向けた『プロセス *procés*』の現状 (2017年1月時点) と経緯」『共生の文化研究』11号、48-72頁。
- 奥野良知 (2018) 「カタルーニャはなぜ独立を求めるのか—補論：2017年10月1日の住民投票と12月21日の選挙結果—」『共生の文化研究』12号、112-130頁。
- 奥野良知(編) (2019) 『地域から国民国家を問い直す』明石書店。
- 近藤康史 (2016) 「連邦制と民主主義—『連邦制の効果』についての比較研究に向けて—」松尾秀哉／近藤康史／溝口修平／柳原克行編 『連邦制の逆説？効果的な統治制度か』ナカニシヤ出版。
- 立石博高 (2020) 『歴史のなかのカタルーニャ』山川出版社。
- ブリュー, ジョー (奥野良知訳) (2020) 「翻訳 カタルーニャの独立運動についての5つの嘘—データ分析学者のジョー・ブリューがカタルーニャの独立運動について語られている5つの嘘について分析する—」『共生の文化研究』14号、91-102頁。
- メンドサ, エドゥアルド (立石博高訳) (2018) 『カタルーニャでいま起きていること』明石書店。

また、次の新聞の記事も参照した。

ARA, VilaWeb, Les notícies de TV3, La Vanguardia, El País, El Mundo.